

参考資料：減損の兆候の比較

	国際会計基準 (IAS第36号)	国際公会計基準 (IPASAS第26号)	国際公会計基準 (IPASAS第21号)	比較
外部の情報源	(a) 当期中に、時の経過や通常の使用の結果予想される以上資産の市場価値が、に著しく下落している。	同左	—	IPASAS第21号は、市場価値の下落をミニマム検討項目とはせず、追加的検討事項として例示している。
	—	—	(a) 当該資産によって提供されるサービスの需要又は必要性の消滅あるいはそれに近い状態	IPASAS第21号独自の規定 (IAS第36号の (b) の市場的、経済的变化に対応)
	(b) 企業が営業している技術的、市場的、経済的、若しくは法的環境において、又は資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生したか、又は近い将来において発生すると予想される	同左	(b) 主体が事業を行っている技術的、法的若しくは政府の政策的環境において、当期中に主体にとって悪影響のある著しい長期的変化が発生したか、又は近い将来に発生すると予想されること	基本的に同一。IPASAS第21号では、「市場的、経済的」なものには除いている。また、IPASAS第21号は「長期的」なものに限定
	(c) 市場利率又は投資についてのその他の市場収益率が上昇し、これらの上昇が資産の使用価値の計算に用いられる割引率に影響して資産の回収可能価額を著しく減少させる見込みである。	同左	—	IPASAS第21号には、対応する項目なし (回収可能サービス価額は割引計算とは無関係のため)
	(d) 報告企業の純資産の帳簿価額が、その企業の株式の市場価値を超過している。	—	—	IPASAS第21号及び第26号には、対応する項目なし (公的セクターには、株式時価総額概念ないため)
	(e) 資産の陳腐化又は物的損害の証拠が入手できる	同左	(c) 資産の物的損傷の証拠が入手できること	IPASAS第21号には「陳腐化」なし
内部の情報源	(f) 資産の使用されており、又は使用されると予測される範囲若しくは方法に関して、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生し、又は近い将来において発生すると予測される。これらの変化は、資産が遊休となること、資産の属する事業の廃止若しくはリストラクチャリングの計画、予定されていた期日以前の資産の処分計画、又は資産の耐用年数が確定できない状態から有限となるよう再評価することを含む	同左	(d) 資産が使用されており又は使用されると予測される範囲若しくは方法に関して、当期中に主体にとって悪影響のある著しい長期的変化が発生し、又は近い将来において発生すると予測されること。これらの変化は、遊休状態になったり、資産の属する事業の廃止若しくはリストラクチャリングの計画あるいは予定されていた期日より前に資産を処分することになった場合を含む。	IPASAS第21号は「長期的」なものに限定
	—	—	(e) 完成するか又は使用可能の状態になる前において資産の工事を中止する決定があったこと	IPASAS第21号独自の規定
	(g) 資産の経済的成果が予想していたより悪化し、又は悪化するであろうということを示す証拠が、内部報告から入手できる。	同左	(f) 資産のサービス成果が予想していたより著しく悪化し又は悪化するであろうということを示す証拠が、内部報告から入手できること	ほぼ同一の規定、IPASAS第21号は「著しい」ものに限定。また、IPASAS第21号は「経済的成果」ではなく、「サービス成果」で規定